

1 歯科所見による身元確認を行う歯科医師の体制整備に関する協力

【施策番号74】(再掲)

P28【施策番号28】参照

2 「身元確認照会システム」の適正かつ効果的な運用

【施策番号75】(再掲)

P35【施策番号34】参照

3 身元確認のために必要なDNA型鑑定を適切に実施するための鑑定体制の整備等

【施策番号76】(再掲)

P36【施策番号35】参照

4 大規模災害等における迅速な歯科所見情報の採取・照合のための準備

【施策番号77】

警察においては、身元不明死体の歯科所見を端緒とした身元確認に資するため、都道府県歯科医師会と連携して、歯科所見情報の照会要領を定めるなど、所要の準備を行っている。

5 歯科診療情報を身元確認へ活用するための大規模データベースの構築に向けた検討等

【施策番号78】

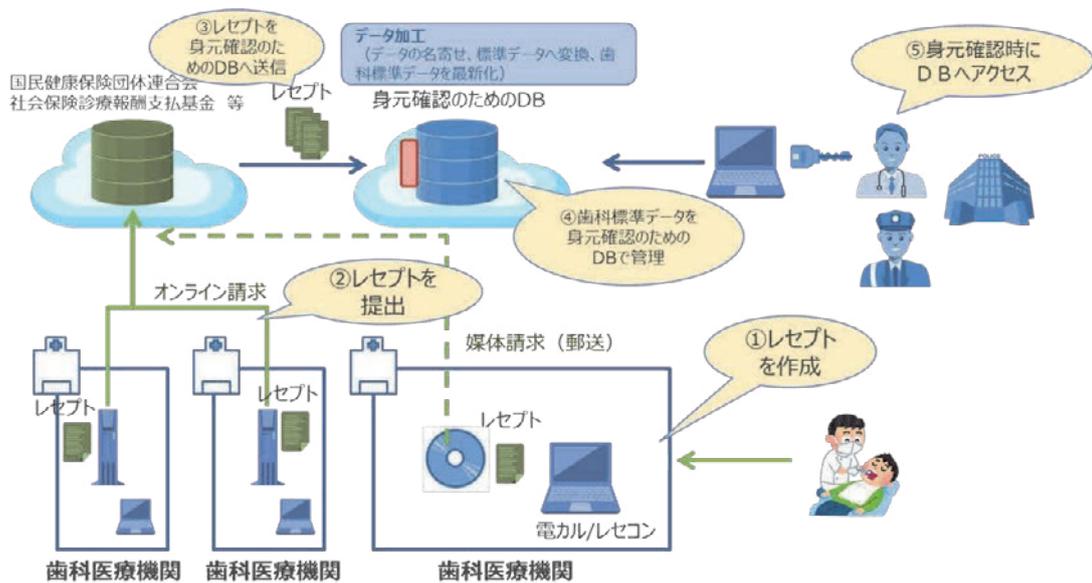
厚生労働省においては、歯科情報による身元確認作業の効率化・迅速化を図るため、平成25年度から、口腔診査情報標準コード仕様（歯科診療情報をレセプトコンピュータから出力するための共通コード。以下「標準コード仕様」という。）の作成を開始し、令和3年3月に厚生労働省における保健医療情報分野の標準規格として採用した。令和3年度は、標準コード仕様を用いた身元確認データベースの構築に向け、歯科情報の利活用推進事業において、レセプトデータから作成した標準コード仕様による個人識別の精度について検証を行うとともに、歯科診療情報の収集及び身元確認データベースの構築における個人情報取り扱い等について課題を整理した。

令和4年度は、歯科医療機関に対して、現状のレセプト提出方法やデジタルレントゲン装置の導入状況等についてのアンケート調査を実施し、身元確認データベースの構築・運

用に向けた課題の抽出及び整理を行った。また、歯科情報を活用した身元確認データベースの構築・運用には、データの提供者となる歯科医療機関等の理解等が重要であることから、歯科医療機関等職員を対象に研修を開催し、歯科診療情報の標準化の意義や必要性等の普及・啓発を行った。

引き続き、標準コード仕様を用いた身元確認データベースの構築等に向けた取組を進めていくこととしている。

資7-5 歯科情報の利活用推進事業におけるレセプトデータからの身元確認データ収集イメージ



出典：厚生労働省資料による

6 身元不明死体に係る必要な遺伝子構造の検査、歯牙の調査等を確実に実施するための海上保安庁と都道府県警察、法医学教室、都道府県歯科医師会等との協力関係の強化・構築

【施策番号79】(再掲)

P40 【施策番号40】 参照

8 警察歯科医会全国大会の開催

警察歯科医とは、警察からの依頼を受けて、身元不明死体の口腔内の状況と、生前の歯科治療痕等を照らし合わせて身元確認を行う歯科医師であり、大規模災害時では多数の身元不明死体の歯科所見等による照合を行うなど、身元確認に大きく貢献している。

例えば、東日本大震災の際には発災当初から、被災地の県警に協力し、被災者でもある地元の歯科医師が身元確認作業を開始すると同時に、警察庁から日本歯科医師会への要請に基づき、当初の5か月間で、延べ約2,600名の歯科医師が身元確認作業にあたり、約8,750体の御遺体の歯科所見を採取して照合に貢献した。

日本歯科医師会は、平成14年から、各地で「警察歯科医会全国大会」を開催し、全国の警察歯科医の情報交換の場を設けている。

令和4年度は、「「超高齢社会」と「大規模災害」に向けての警察歯科の役割」をテーマに大阪において開催され、約275名が出席するなか、南海トラフ巨大地震や首都直下地震等を想定した我が国における災害対策、我が国の死因究明制度の現状とその課題及び警察歯科医が身元確認作業を行う際の精神的なダメージによるストレス反応及びその対処方法等について講演が行われた。また、講演に引き続き、歯科医師会、大阪府警及び大阪府等の実務者による「「大規模災害」に向けての警察歯科の役割」を議題にシンポジウムも行われた。

警察庁及び海上保安庁においても、本大会に職員を派遣し、歯科医師等と意見交換を行うなどして、より一層の協力関係の強化を図っている。



写真提供：日本歯科医師会